

器11 放射線障害防護用器具  
一般医療機器 放射線防護用移動式バリア 38373000

## ディフェンダーL

### 【形状・構造及び原理等】

#### 1. 概要

本品は、放射線（X線）を遮へいする移動式の防護衝立で、フレームにX線防護シートを取り付けて使用する。なお、放射線防護部分は上部防護部と下部防護部からなり、上部防護部は高さの調節が可能である。

#### \*2. 形状・構造



#### 3. 組成

X線防護シート：鉛、ポリ塩化ビニル

#### 4. 性能

鉛当量：0.5 mmPb (JIS Z 4501に準拠)

### 【使用目的又は効果】

本品は、医学的診断や治療における不必要な放射線（X線）被ばくから、術者等の体の一部を保護するために使用する自立型の移動式バリアである。

### 【使用方法等】

1. X線防護シートに、破れ、ひび割れ、裂け目がないことを、目視や触覚等により確認する。
2. フレームにX線防護シートを確実に取り付け、フレームの角度（90°又は120°）及び上部防護部の高さを調節した後、フレームが固定されていることを確認する。
3. 本品を、放射線源と術者等の間に移動させて、術者等がフレーム内に入る。

#### <使用方法等に関連する使用上の注意>

1. 一次放射線（直接線）の放射線被ばくからの保護には使用しないこと。
2. X線防護シートに損傷、又はそのおそれのある場合は使用しないこと。
3. X線防護シートが強く折り曲げられると、損傷する原因となるので注意すること。
4. フレームにもたれかからないこと。〔転倒のおそれがあるため。〕

### 【使用上の注意】

#### 重要な基本的注意

1. 本品を使用する際には、放射線防護衣を必ず併用すること。〔X線防護が不完全になるおそれがあるため。〕
2. 使用状況、使用頻度により、X線防護シートにひび割れ、穴あき等の損傷が起こる可能性がある。日常点検及び定期点検を実施すること。〔本品の性能を発揮できないおそれがある。〕

### 【保管方法及び有効期間等】

#### 保管方法

直射日光、高温多湿及び衝撃等を避けて保管すること。

### 【保守・点検に係る事項】

X線防護シートを清拭する際は、消毒用アルコールを使用すること。また、ガス滅菌、蒸気滅菌及び煮沸は行わないこと。〔変質や早期劣化のおそれがあるため。〕

#### <使用者による保守点検事項>

1. 日常の始業、終業時に目視、触覚等による点検を行うこと。X線防護シートに損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。
2. 6か月に1回以上のX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

\*\*製造販売業者 ディーブイェックス株式会社  
HP: <https://www.dvx.jp/>